平成２１年（フ）第５４９号
岡山市北区絵図町１番45号
債務者　西田　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８１２号
東京都葛飾区鎌倉２丁目30－３
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８６７号
東京都足立区西伊興４丁目７－８－103
債務者　中村　充伸
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１１号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字滝沢34－31
債務者　神内功美子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１２号
東京都練馬区北町３丁目21－17－202
債務者　中山　幸太
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１３号
東京都練馬区桜台２丁目36－７－103
債務者　飯塚　洋映（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１４号
東京都日野市大坂上４丁目10－１－２－206
債務者　仁藤　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９１５号
新潟県新発田市豊町４丁目１－４
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４９４５号
千葉県山武市横田1080－30
債務者　新保　守一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８号
広島県福山市神辺町大字上竹田816番地５、旧住所広島県福山市木之庄町五丁目８番22－202号　白菱マンション
債務者　水津　　登
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１９６号
広島県福山市高美台14番23号、居所熊本県熊本市小山３－８－90　ＶＩＬＬＡ桜Ⅱ－203
債務者　有川　芳朗
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８７９号
東京都武蔵村山市神明３丁目76番地の１ブリッサ・ベル105号
債務者　三木　博明
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９号
熊本県天草市五和町御領6540番地、住民票上の住所熊本県天草市五和町御領1210番地５
債務者　宮﨑　主税
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

免責許可決定

平成１９年（フ）第３８号
兵庫県南あわじ市湊里251番地１
破産者　興津　正文
1　決定年月日　平成19年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第２７８５号
福岡市博多区奈良屋町６番34－603号
破産者　増田　幸彦
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２７８６号
福岡市博多区奈良屋町６番34－603号
破産者　増田こと　朴　　弘美
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市坊津町坊7034番地
破産者　下村　貞子
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第３６号
鹿児島県南九州市川辺町平山6746番地１
破産者　恵　　明美
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部